

令和3年 3月 9日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度東庄町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 9 議案第 9号 東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第10号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第11号 一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第12号 東庄町立中学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第13号 東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第14号 東庄町図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第15号 東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第16号 東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第17 議案第17号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する

ことについて

- 日程第18 議案第18号 東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議について
- 日程第19 議案第19号 令和2年度東庄町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第20号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第1号 令和3年度東庄町一般会計予算
- 日程第24 議案第2号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第3号 令和3年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第4号 令和3年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第27 議案第5号 令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第28 議案第6号 令和3年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第7号 令和3年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第8号 令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第31 陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情

日程第32 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 越川良男君  
2番 柳堀忠君  
3番 桜井莊一君  
4番 土屋光正君  
5番 宮澤健君  
6番 佐久間義房君  
7番 板寺正範君

8番 花香孝彦君  
9番 大網正敏君  
10番 城之内一男君  
11番 高木武男君  
12番 鈴木正昭君  
13番 土屋進君  
14番 山崎ひろみ君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町 長 岩田利雄君  
副町長 金島正好君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 向後喜一郎君  
町民課長 伊藤雅晃君  
まちづくり課長 鈴木秀樹君  
健康福祉課長 海上孝君  
会計管理者 渡辺佳則君  
病院事務長 寺嶋利和君  
農業委員会事務局長 土屋富士雄君  
教育長 五十嵐正憲君  
教育課長 多田克己君  
生涯学習担当課長 前田泰孝君

○出席事務局員（3名）

事務局 長 笹本忠男  
次長 石毛美恵子  
主査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長（山崎ひろみ君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 城之内一男君、3番 桜井荘一君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

おはようございます。令和3年3月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る3月2日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案25件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から19日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は二人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、議案第1号、諮問第1号を順次上程し、採決を行います。次に、承認第1号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第9号から議案第22号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の10日は、議案第1号から議案第8号までの令和3年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、陳情第1号を上程し、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。次に、休会の件を諮り、散

会といたします。

第3日目の11日から18日までは休会としまして、この間、11日、15日、16日には予算決算常任委員会を、17日午前には文教福祉常任委員会を、午後に議会改革特別委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の19日は、時間を午後2時30分に繰り下げて、本会議を開きまして、議案第1号から議案第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行います。次に、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月19日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月19日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、陳情1件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和2年12月1日から令和3年2月28日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

1ページ目、総務課の関係でございますが、総務関係で、区長会総会を2月25日に開催し、新役員が決定いたしました。区長さん方には行政の様々な場面でご活躍をいただいております。また、総合教育会議を2月26日に開催し、教育委員の皆様と意見交換を行いました。

次に、下段の企画関係でございますけれども、町制施行65周年記念、町勢要覧を発行いたしました。

次に、2ページ目、上段になりますが、管財関係の契約で、インターネット接続工事請負契約他3件の契約をいたしました。

次に、中段からの町民課の関係でございますが、賦課徴収関係で令和2年度町県民税等の新規・更正分納税通知書を発送しております。

また、3ページになりますが、滞納処分として差押え、インターネット公売を実施しております。今後も税財源の確保のため徴収率の向上に努めてまいります。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページの衛生関係で、「新型コロナウイルスワクチン接種」体制の確保に関する打合せ会議を1月25日に開催をいたしました。

また、記載のとおり、各種予防接種、健診等の事業を実施しております。

下段の子ども医療費・高校生医療費対策事業では、12月から2月支払い分の件数及び支払金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっていくものと考えます。

次に、10ページ目には、介護保険関係での介護サービスの利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に、11ページ目からのまちづくり課の関係でございますが、建設関係で道路改良工事等8件の工事と設計業務委託等の8件の委託業務を発注いたしました。

次に、農林水産関係でございますが、13ページ、上段、新型コロナウイルスで影響を受けた農業者への緊急支援給付金の申請件数を記載しております。

契約関係では、農道舗装工事他2件の契約をいたしました。

下段の商工観光関係では、新型コロナウイルスで影響を受けた中小企業への再建支援金や感染症対策設備導入支援等の支援策の申請件数を記載しております。

次に、14ページ、中段の水道関係でございますけれども、配水管更新追加工事等、2件の工事の契約をいたしました。

最後に、15ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況につきましては、入院患者数が一日平均53人、外来患者数が107人となっております。新型コロナの影響により減少傾向となっておりますが、今後とも感染症対策に十分留意をし、運営してまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、16ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、また、教育委員学校訪問と教育委員・民生委員児童委員・学校長合同会議を記載のとおり開催いたしました。

教育委員学校訪問は、電子黒板が小中学校に配置されましたので、電子黒板を使った授業の様子を参観してまいりました。

次に2項目めの学校教育関係でございますが、令和3年度東庄町立こじゅりんこども園園児募集結果につきましては、2月28日現在、該当者84人のところ、申込者62人で、応募率は73.8%でございます。

次に（3）契約関係では、中学関係の補修、改修、整備工事などが4件、小学校の修繕工事が1件、小中学校の家庭学習用Wi-Fiルーター購入の契約が1件ございました。

続いて、17ページの3項目め、生涯学習関係から18ページの4項目め、社会

教育関係、5項目めの図書館関係は、コロナ禍の中で密にならないように分散したり、広い会場を使ったりと工夫をして各事業を行いました。特に生涯学習関係、(1)生涯学習事業では、香取地区青少年相談員連絡協議会が実施した「万羽鶴に願いを込めて～新型コロナウイルスに負けない香取の私たち～」の小学生による千羽鶴づくりや中学生による「青少年のつどいPOPコンテスト」などはコロナ禍の中で実施出来るものとして、これまでにない内容を工夫して行った事業でございます。

次に、生涯学習関係の(4)主な契約関係では、公民館の空調機器修理や大ホール玄関自動ドア交換工事など3件の工事を行いました。

続いて、18ページ中段の学校給食センター関係では、登校期間の給食数は、表のとおり5万1,492食、一日平均1,030食の給食を児童生徒に提供いたしました。

また、(2)学校給食センター運営委員会を書面議決によって行いました。

(3)指定寄附でございますが、コロナ禍の中で少しでも思い出に残る学校生活にしてもらいたいということで、ボーテデラボ株式会社様とイーエルピードットラボ株式会社様により学校給食用食材料費として合わせて402万5,463円のご寄附を頂きました。頂いたご寄附によって、(4)その他の下段に記載してありますように、お楽しみ給食として2月4日、10日、19日の3日間に子供達に特別給食を振る舞うことが出来ました。子供達にとっては思い出に残る学校給食となりました。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

5番、宮澤です。ただいま議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

私からは2点、質問をさせていただきます。

GIGAスクール構想について、東庄町消防団の組織充実についてを質問させて



いただきます。

1 番のG I G Aスクール構想について。

文部科学省のG I G Aスクール構想を受け、当町も無線LAN整備、タブレット端末の導入、電子黒板の導入をいたしました。タブレット端末は、実際の活用はまだ間もないけれども、東庄小学校だよりも一人一台のパソコンを自宅に持ち帰り、オンラインでの授業や課題等も出来るように町で整備してくれていますと紹介されていきました。また、電子黒板を活用したメリットも具体的に紹介されていきました。

しかし、昨年12月の新聞にデジタル教科書を問うと5回の連載がありました。年末には総括的な問題点の掲載がありました。パソコンやタブレット等は個人的な操作方法の指導などが必要ではないかと思えます。

そこで、義務標準法の改正により、令和3年度から5年計画で小学校2学年から6学年まで35人学級を導入することが決まりました。このことにより、小学校統合前に支援学級の定数の見直しの法改正から、教室数が不足となり校舎建設となった経緯があり、この5年計画での35人学級による教室数の確保に問題がないのか伺います。

次に、要旨2、タブレット端末での授業の利点と課題について伺います。

まだ始まって間もないわけですが、だからこそ不便さとか使い勝手や授業の進め方に問題や課題が見えてくるのではないのでしょうか。国は、目玉施策の一つとして前倒しして取り組みましたが、先進諸外国では何年も前から導入、取組をしましたが、問題がたくさん発生し、父兄などから反対をされ中止した国も幾つかあります。現状の利点と課題についてを伺います。

続いて、要旨3、2024年度開始予定のデジタル教科書について伺います。

ハード事業は、補助金でタブレット端末を購入すれば完了するけれども、問題はそこからの活用方法とソフトの部分だと思います。国は2018年5月に学校教育法を改正し、デジタル教科書を規定し、2019年4月より使用がスタートしました。昨年、2023年度までに配備を前倒しして2020年度中としました。当町も昨年12月定例会でそれぞれの事業の契約をしました。

文科省は今年4月から大規模な実証事業を開始予定とすることになっています。希望する小学校五、六年生に1教科、中学校には2教科のデジタル教科書を提供する方針を出し、約50億円の予算で全国の7割の学校をカバーすることを目指して

いるとあります。当町もこれに手を挙げて実施していくのか伺います。

続いて、質問事項2、東庄町消防団の組織充実について伺います。

総務省消防庁が全国の非常備消防の消防団員数の減少というより激減と表現する方がふさわしいと思うほどに減少し、対応に苦慮し、今年の夏までに集中的に検討会で議論し、報告書をまとめる方針であります。

また、昨年出された消防白書から幾つかの課題が提起されています。その内容は、消防団員の被雇用者である割合の増加、団員の平均年齢の上昇、活動に対して報酬が低い、休日を利用した訓練等に参加、地域コミュニティーの希薄化などが挙げられました。全国では全団員に占める20から30代の年齢層が1965年の88%から2020年には43%に半減し、高齢化も進んでいる。そこで、東庄町の消防団の団員の年代別、職業の自営業と被雇用者の構成について伺います。

次に、報酬について伺います。今年の2月6日、千葉日報に消防団員確保に待遇改善検討・消防庁、報酬、千葉県は全国平均下回る、県は若年層にPRという記事が掲載されました。消防白書にもありましたが、1950年代、全国で200万人以上の団員が1990年代に100万人以下、現在は81万8,000人、千葉県は2万5,000人と過去最少。少子高齢化などで減少傾向がやまず、地域防災力の低下に危機感が強まっています。報酬の少なさが背景の一つと見られるとありましたが、全国の平均は3万925円、千葉県は2万9,813円であります。そこで、東庄町消防団の報酬は、香取広域市町村圏事務組合の他の市町の団と比較してどうなのか伺います。

続いて、今後の団員確保の方法について伺います。

消防庁は、各地の団員活動や手当支給の実態調査をし、報酬や手当を引き上げることが団員確保の有効策となるかどうかを含めて、有識者会議での議論に反映させる。女性や学生に的を絞った入団PRも引き続き取り組むとしています。当町ではどのような方法で団員確保をするのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降は自席から一問一答にて質問させていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、GIGAスクール構想についての質問要旨1 義務標準改正法による35人学級について、ご説明させていただきます。

今年度までの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法では、小学校1学年の児童で編成する学級にあつては35人、その他の学年では40人で編成されるとされています。また、千葉県では、少人数指導の推進を目的に県独自で学級編制の弾力的運用を可能とし、小学校3年生までを35人で、4年生以上は38人学級で編制出来るとしています。

これを受けまして、今年度統合した東庄小学校では、現在、全ての学年で3クラスとなっています。次年度からの義務標準法の改正により、35人学級が低学年から随時進められることとなりますが、次年度の東庄小学校への入学生は現時点では81人で35人学級が適用され、3クラスとなります。

ただ新4年生は通常学級在籍者が74人で、35人学級の適用にならず、1クラス減の2クラスとなります。

また、令和2年4月1日現在の人口調査によりますと、令和5年度入学生までは3クラスで編成出来ますが、令和6年度以降は2クラスとなる見込みですので、教室の確保には問題ないと考えます。

次に、質問要旨2、タブレット端末を使用した授業の利点と課題について、お答えします。

子供達一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けてをテーマとした国のGIGAスクール構想を受け、本町でも児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境を整備しました。情報化社会に生きる子供達にとってタブレット端末は鉛筆やノートと並ぶ文房具の一つとなります。タブレット端末の利点として、児童生徒にとっては視覚的、聴覚的に情報が得られたり、情報を伝えたりすることが出来る。教師が一方的に話すだけではなく、児童生徒間もネットワークでつながっていることで双方向のコミュニケーションがとれ、主体的、共同的な学習が出来る。関心を持ったことや気になったことを簡単に検索出来、更に興味・関心が高まるなどの利点があります。

更に、教師にとっても学習資料をタブレットで共有することで、板書やプリントなどの準備の時間が削減出来る。情報を電子データで扱うことで情報収集も整理も素早く行うことが出来るなど、働き方改革にもつながります。

タブレット端末の課題としては、タブレット端末を含めた周辺機器の導入コストがかかること、ウイルスや情報流出などのセキュリティー対策が必要なこと、ICT教育に詳しい教師と苦手な教師とでは授業の質に差が出てしまうこと、長時間の使用は児童生徒の体に悪影響を与えてしまうなどが挙げられます。このような課題を解決のために教育委員会として、ICT支援員を各学校に派遣し、専門的な力を借りながらタブレット端末の有効活用に努めてまいります。

ただ、忘れてはならないこととして、タブレット端末は道具であり、これを使うことだけが目的ではありません。これまでの黒板とチョークを使った学習の利点とタブレット端末を活用した学習の利点を生かした授業を通して、子供達が豊かな創造性を身につけ、持続可能な社会の担い手として社会の形成に参画出来るための資質能力を確実に育成していくことが大切だと考えます。

続きまして、質問要旨3、2024年度開始予定のデジタル教科書について、お答えします。

文部科学省では、次の小学校用教科書の改訂時期である令和6年度をデジタル教科書を本格的に導入する最初の契機と捉えています。そこで令和3年度の事業としてまして、学びの保障充実のため、学習者用デジタル教科書実証事業に取り組みます。これは全国の義務教育段階の学校の約半数程度を想定し、原則として小学校5年生から中学校3年生に対して1教科のみクラウド配信の形でデジタル教科書が提供されるものです。この1月に本町にも参加希望調査が送付されましたので、小中学校に参加希望を確認しました。両校とも参加を希望したため、小学校では算数を、中学校では英語を希望する旨を文部科学省に回答しました。

また、各市町で小学校1校を重点校として指定出来、重点校には小学校1年生から4年生までをデジタル教科書が提供される規定もありましたので、本町からは東庄小学校を指定しております。参加希望が通れば来年度、本町では、児童生徒の全員がデジタル教科書を使った学習に取り組めることとなります。

教育委員会からは以上です。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私から、質問事項2、東庄町消防団の組織充実について、お答えをいたします。

まず、質問要旨1の現状の団員構成についてであります。

東庄町消防団員の年齢構成についてですが、10代は0.4%、20代は14.8%、30代は33.6%、40代は32.8%、50代は13.5%、60代以上は4.8%となっており、20から30代の占める割合は48.4%となっております。

職業の自営業と被雇用者の構成については、自営業の方は20.1%、被雇用者の方は77.7%、その他が2.2%となっております。

続きまして、質問要旨2、報酬についてでございます。

香取広域市町村圏事務組合の他市町との団員報酬の比較でございますが、これは香取広域市町村圏事務組合消防団条例で報酬額が定められており、団員報酬額については、全市町2万円の同額となっております。

また、団長等を含めた全団員での平均としては、香取市が2万4,053円、多古町は2万3,100円、東庄町は2万4,803円となっております。

続いて、質問要旨3、今後の団員確保の方法でございます。町では今後どのような方法で消防団員を確保していくのかというご質問でございますが、現在は各地区、各部に団員確保にご協力をいただいております、今後もお協力をお願いしていきたいと思っております。

また、広報10月号で周知させていただきましたが、東庄町消防団は女性消防部を発足し、現在、女性消防団員の募集も行っております。今後、各区長へ協力依頼を行っていく他、町広報紙への掲載、ふれあいまつりなどの各種イベントに消防団に参加していただき、積極的に消防団のPRと入団促進活動を実施し、団員確保に努めてまいりたいと思っております。

私から以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤 健君。

5番（宮澤 健君）

義務標準法の改正により、35人学級実現による学級数増で副校長、教頭などの配置が増える。教員の確保や教室の準備等の問題は、国と地方自治体とで計画的な整備を協議するとなっていました。5年計画での35人学級実施にあたり、教員の人数や職員についての計画等はどうなっているのかお伺いたします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

教員の人数や役職についての計画はということで、義務標準法では、児童生徒の人数を基にした学級数により教職員の定数が定められています。次年度の東庄小学校の学級数は、普通学級17、特別支援学級5の22学級となり、教頭は1名配置となります。

次年度以降も先程お話ししましたように、学級数が増える見込みは難しいと考えます。

そこで、教育委員会としましては、東庄小学校の現在の組織体制でより良い教育が出来るよう、町雇用の学習支援員や介助員等を配置し、学校を支援してまいります。また、学校が校長の学校経営方針の下、教職員が同じ目標に向かって一人一人の持ち味を生かした教育活動を行い、家庭や地域と手を携えながら子供達を育ていけるよう、指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

デジタル授業の先進国、豪州では、私立校は5年間継続してきたデジタル教科書を子供達から紙の方が集中出来る感じがするという事で紙に戻し、台湾では、2009年から2011年までデジタルで実施したけれども、保護者から視力の低下や鉛筆でノートに書く学習がおろそかになるという事で紙と併用しています。2018年に79ヶ国で実施された国際学習到達度調査の内容が注目されています。

本を紙で読む方が多いと答えた日本の生徒の読解力の平均得点が536点、デジタルで読む方が多いは476点と、60点の差がありました。

数学では、デジタルを使う割合が61%の豪州に比べ、日本は8%、平均得点には差がない結果が出ています。

専門の研究者は、端末を使った学びは疑問を解決し、友達と共に勉強しやすいなどの強みはある一方、文章を読み飛ばしやすく、深い理解や感情移入がしにくいと指摘しています。別の方は、情報の全体像をつかみ、考えを深めるにはデジタルよ

り紙の方が優れている。子供の思考力を育むにはデジタル教科書は不向きというふうに指摘しています。デジタル化の課題として読解力と思考力の向上をどのように図るかだというふうに思いますが、具体的な方策があればお伺いしたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

OECD、経済教育開発機構の国際学力調査、PISA2018の結果を見ますと日本の生徒の読解力は15位で、前回、2009年の調査時の8位から大幅に低下しています。その原因の一つとして、今回から導入されましたパソコンを使っての出題や回答を行うCBT方式に慣れていないことが指摘されています。

また、自宅や学校でもパソコンの使用率については、日本の生徒は調査参加国中で最下位という報告もあり、情報化が進展する現在社会においては、コンピュータを活用したコミュニケーションやパソコンの画面上で報告や指示内容を理解する読解力も必要と考えます。

本町では、今年度、児童生徒一人に一台のタブレット端末を提供出来ました。これによりまして、児童生徒がタブレットを道具として使いながら、インターネットを介した様々な情報を読み解く力を身につけてほしいと願っています。

ただ、これまで学校で取り組んできた教科書を使っての読解力の向上、読書活動を通しての読解力の向上も大切ですので、それらをバランスよく教育課程の中に組み込んでいく必要があると思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

紙の教科書は無償、デジタルは有償で、現在、自治体などが負担で、教科書がデジタル化すれば端末を家庭に持ち帰るため、劣化が早まるという恐れもあります。数年ごとに確実に発生する更新費用負担は、財務省は、当然地方で手当てすべきという立場でいます。地方自治体の財政力により差が生まれかねない状況ではないでしょうか。国に対してしっかり予算措置をしてもらおう働きかけをしなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

文部科学省からデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議、中間まとめ案が令和3年2月に示されました。この中で、紙の教科書とデジタル教科書の使用の組合せとして、①全ての教科等においてデジタル教科書を主として使用する。②全て、または一部の教科等において紙の教科書とデジタル教科書を併用する。③発達の段階や教科の特性を踏まえて一部の学年や教科でデジタル教科書を主として使用するなどが挙げられています。

また、教科書無償給与制度の関係については、今後も全国的な実証研究や関連分野における研究の成果を踏まえてとしながら、紙の教科書とデジタル教科書との関係に関する検討と併せてデジタル教科書を無償措置の対象にするかを検討することが望まれているとされています。教育委員会としましては、国や県の動向を注視しながら、デジタル教科書が無償措置となるように、またタブレット等、機器の更新に際しても最大限の補助をしていただけるよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

もう一方、子供達の健康面への影響を考慮してやめたり、紙と併用している国が多い中で、日本は使用時間制限を紙の2分1以下というふうにしていましたけれども、その基準を撤廃し、30分に1回、20秒程度目を休ませる、端末と目の距離を30センチ程度離すなどとなりました。視力の低下が一番懸念されておりますが、この他に対策があれば伺います。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

デジタル化に伴う視力低下等、健康被害が懸念される問題ですが、視力低下への対策ですが、学校へは文部科学省から出されている児童生徒の健康に留意してIC



Tを活用するためのガイドブックに書かれているICT機器の画面の見えにくさの原因やその改善方策、児童生徒の姿勢に関する指導の充実などを参考にして取り組むように指導してまいります。

また、学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインの中でも、パソコン画面の角度の調整や睡眠前のICT機器の利用を控えるように指導するなど、児童生徒の健康に関する留意点が示されていますので、参考にするように指導してまいります。

更に日常観察や学校医とも連携し、健康診断を通して児童生徒の状況確認に努めたり、眼精疲労の有無や心身の状況について児童生徒にアンケート調査を行ったりするなどの対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

先程小学校だよりに家庭でのデジタル端末使用を町で整備してくれたと紹介されていたというふうに申しあげましたけれども、町民のほとんどの家庭でインターネットは活用していると思いますけれども、Wi-Fiの環境というのはまた別なので、これらインターネットやWi-Fiの環境整備がない家庭への整備は町が引き続き行っていただけるのかどうかを伺いたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

今年度、児童生徒に一人一台のタブレット端末を整備するにあたり、教育委員会としまして、5月と1月の2回にわたり、各家庭におけるインターネット環境調査を行いました。この集計結果を元に、今年度インターネット環境が整っていない家庭に貸与出来るようモバイルWi-Fiルーターを70台購入しました。また、通信費についても、教育委員会で負担することとしています。

教育委員会では、これからも通信環境を含め、誰一人も取り残すことのない教育環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

分かりました。

続いて、消防団のことについてお伺いします。

団員の報酬については、国は一般団員の報酬目安を年額3万6,500円、1回当たりの出動手当を7,000円として地方交付税に算入していますが、市町村が条例で定める報酬は、財政事情などにより目安を下回っていることの例が多く、そして消防団単位でまとめて報酬を受け取り、団員の懇親会などに転用されているケースもあると指摘されています。また、活動していないのに報酬3億円、幽霊消防団員、その実態はというような形で記事も掲載されました。2018年、2019年に人口10万人以上の都市でアンケート調査をした結果、幽霊団員とは、名前だけ登録して活動実績がない団員のことで、予算確保からこういうことが行われていたとありました。そこで、消防団員は消防組織法により組織され、第8条に市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならない。というふうになっております。第8条の市町村の消防に要する費用について、どのように解釈されているか伺います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

消防組織法第8条について、町はどのように解釈しているかというご質問でございます。

まず、消防組織法の第8条は、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないとうたっております。これにつきましては、町でも常備消防費、非常備消防費として予算を計上し、費用を負担しているところでございます。

団員報酬の地方交付税算入の件についてですが、国が示しておりますのは、あくまで人口10万人規模の市町村の目安額であり、算入額がそのまま地方交付税として町に入ってくるものではないことは議員もご理解いただいているところでございます。実際には、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付金額になってございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

総務省消防庁により、2019年1月に各都道府県消防防災主管部長宛てに地方公務員の消防団への加入促進、各都道府県教育長宛てに公立学校の教職員の消防活動に対する配慮について依頼の形で出されております。

また、地域に密着した事務、事業等を担っている団体などを対象に入団推奨を図ると共に、女性消防団や学生消防団の編成も働きかけられています。

当町の消防団も活動で一番の負担はポンプ操法大会への出場で、1ヶ月以上の訓練であると思います。中でもポンプ車については現在二部なので、6年に一度の出場は負担が大きいと聞いています。対応について検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ポンプ操法大会の負担軽減についてのご質問でございます。

ポンプ操法大会の出場部隊につきましては、組合消防団から東庄町消防団へ組織変更をされた市町村合併時平成18年に千葉県消防協会香取支部において出場部隊数を協議、決定し、現在に至っております。その後、東庄町消防団ではポンプ車を所有している部が一つ減り、三部から二部になったことから、東庄町消防団長から、千葉県消防協会香取支部へ意見し、現在、出場部隊数について協議中であるということ伺っております。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

あとは、車の運転免許も障害だと思います。今はほとんどがオートマ限定で若い人達は免許を取得しているというふうな形で、消防自動車は二十数年使ってやっと更新となりますけれども、現在、オートマ車はまだ2台ぐらいですかね、少ないということで、結局免許証の限定解除を行わないと消防自動車を運転出来ないという

ことになります。町として助成金等を支給して優遇措置として限定解除等を行う考えがあるのかどうか伺います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

運転免許証の助成の関係でございます。運転免許証についてですが、確かにオートマ限定で取得をしている団員の方も増えており、また、マニュアル車で取得したとしても、ふだん使用する車両の大半がオートマ車となっていることから、免許があってもマニュアル車を運転出来ない方も増えていると思います。そこで、今年度からは老朽化により更新する消防団車両については、オートマ車の導入を開始しております。今後も車両更新の際は、該当する部と協議し、オートマ車の導入を進めてまいりたいと思います。

また、運転免許証の限定解除にかかる費用の助成については、現在、東庄町消防団では助成制度は整備されておられません。近隣市町を参考に制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

ありがとうございます。非常に大事な組織だというふうに、地域防災の観点からも、そして、今、大きな災害等に結びついていくわけでありますので、この場では消防団というのは欠かせない組織であるという中で、国としても団員数を確保して何とかこれを賄いたいと考えたことから、こういう検討に入っていると思いますので、これからも何とか団員になる方が一人でも増えていくというか、欠員が出ないような形で条例の定数を確保出来るような組織にして備えていただきたいというふうに思いますので、今後ともいろいろな人員措置等も検討しながら確保していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。要望として終わります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分からとします。

(午前10時54分 休憩)

(午前11時05分 再開)

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

11番、高木です。一般質問を二つほど行います。男女共同参画についてと情報公開についてであります。

まず、男女共同参画について。

男女共同参画については、今まで2回ほど質問し、今回で3回目の質問となります。本町における男女共同参画社会の実現は、遅々として進展していないように思われますので、再度、質問させていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会会長の女性軽視の発言に対し、国の内外から多くの批判の声が上がりました。国際オリンピック委員会、I O Cのバッハ会長もオリンピック憲章に合致しないと発言しています。

日本国憲法14条には、全ての国民は法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、または社会的関係において差別されないと記されています。今ほど男女共同参画が叫ばれている時はありません。

男女が社会の対等な構成員として社会活動に参画する機会を確保し、政治的、経済的、社会的、文化的利益を均等に享受する社会の形成を促進するための施策の基本を定めた男女共同参画社会基本法が1999年に制定されました。

人間社会は、有史以来、今現在まで男社会でした。この男社会で最大の失策は、戦争を起こして、同じ人間同士が殺し合い、多くの人々が死んでいったということでしょうか。

織田信長の時代も戦いが全てであり、多くの人々が犠牲になりました。戦いのない世の中をつくりたいという人もいましたが、男社会の中では、実現するには無理がありました。

女性は、子供を産み育て、穏やかに暮らしたいと思っています。そんな思いの女

性がこの社会のいろいろな場面で発言し、活躍出来るようになれば、いい社会、いい世の中、いいまちづくりが出来るのではないのでしょうか。

有史以来の男社会からの脱却、そして男女共同参画社会へと世界中で大きな流れとなっています。世界各国の女性首脳もコロナ禍の中でも大活躍しています。ドイツのメルケルさん、デンマークのフレデリクセンさん、ニュージーランドのアーダーンさん、台湾のサイエイブンさん等、新型コロナの感染症対策でも素晴らしい成果を上げています。

この男女共同参画社会基本法の制定から20年以上になりますが、この法律をどのように理解され、その理念の達成のためどのような施策を行ってきましたか。また、その目標達成のためのこれからの行動計画をお示してください。

次に、情報公開について。

行政執行上、いろいろな物事を決める過程において、いろいろな意見や議論がありますが、そこでのやり取りを町民が知りたいと思ったら、それは情報です。この情報が町民には知らされていません。賛成意見や反対意見等がいろいろある中で、町民の皆さんは、実は反対意見こそ聞きたいと思っています。町民アンケートによると、8割方の方が情報の公開を望んでいます。

いろいろな物事を決める過程において、プロセスと透明性、そして情報発信は、民主主義の一丁目一番地であり、重要な事柄ではないのでしょうか。

これらのことが最低限、担保されなければ、ミャンマーや北朝鮮のような一党独裁の政治が行われ、人々は苦しむこととなります。本町における物事を決める過程におけるプロセスと透明性、そして情報発信についての見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1、男女共同参画についてでございます。

男女共同参画社会基本法に関し、その理念達成のためにどのような施策を行っていくか、また今後の行動計画はというご質問でございます。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会と

は男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することが出来、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されております。

制定当時の理念は、男は外で仕事、女は家庭で家事、子育てという固定的な性別役割分担意識を変え、男女の人権が真に尊重される豊かで活力ある社会の実現を目指したものと理解をしております。

東庄町においては、こうした基本法の理念に基づき、平成28年度から令和2年度までを計画の期間とする男女共同参画計画を策定し、施策の推進に取り組んでまいりました。しかしこの間、少子高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、情報手段の高度化など、社会情勢が変化しており、新たな課題が生まれております。こうした状況を踏まえ、現在の計画をベースに第2次東庄町男女共同参画計画を策定しているところでございます。

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、男女共同参画への意識づくり、そして男女共同参画への環境づくり、更に安心安全に暮らせるまちづくり、この三つを基本目標とし、更に具体的な事業や数値目標を定める予定でございます。

現在、計画案をホームページに掲載し、パブリック・コメントを実施しております。年度内に策定する予定でございます。

続きまして、質問事項2、情報公開についてでございます。

政策決定のプロセスの透明性と情報発信について見解をというご質問でございます。

町民から信頼される町政運営を実現するためには、政策決定などのプロセスに関して、その透明性を確保することが非常に重要であると認識をしております。

町では、情報公開制度により、開示請求があった場合には速やかに対応しております。

また、情報発信については、町民の視点に立って、ニーズが高い情報を把握し、広報紙やホームページなどを活用して積極的に発信していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、これからは一問一答で質問したいと思います。

まず、教育委員会での男女共同参画について、いろいろと質問します。

まず、教育委員会での女性委員の割合は何%なのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

女性委員の割合はというご質問でございます。

現在、教育長及び4人の教育委員は全員男性でございます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

ということは、今、0%ということですね。

教育委員選定の要件は何でしょうか。特別な知識、見識が必要なんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

委員の任命に関するご質問でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者、つまり日本国民で満25歳以上ということでありますが、そういった方で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、見識を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとされております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

教育委員会では、どのような議論をしているのでしょうか。また、町に対して提言等をしておりますか。

議長（山崎ひろみ君）



教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、教育委員会ではどのようなことを議論をしているのかというご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を行っております。その内容につきましては、学校教育の振興生涯学習・社会教育の振興、芸術文化の振興、文化財の保護、スポーツの振興等となり、毎月、定例で行われます教育委員会において、その方向性について協議しているところでございます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

教育委員会における男女共同参画社会に向けて、どのような認識で、どのようにこれから対応をするのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

教育委員会における男女共同参画社会に向けての認識ということですが、教育委員会におきましては、誰もが生涯を通じて男女の共同参画の意識を高めることが出来る機会の充実を図ることが重要だと考えております。そのため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導の充実を図り、一人一人がその個性と能力を伸ばしていけるような教育を推進することが重要と考えます。

社会教育においては、男女共同参画の視点を盛り込んだ講座の開催に努めております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

教育委員会における女性の割合は0%ということです。これから女性委員の数を

増やす、そういう考えはありますか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

委員の任命ということで、私の方から答弁をさせていただきます。

女性委員を増やすべきではないかのご質問と理解してお答え申し上げます。

現在の男女共同参画計画において、審議会等の女性委員の割合を、現在、目標を40%に設定しており、この目標値は新しい計画でも維持していきたいと考えております。

先程申し上げましたとおり、町長が議会の同意を得て任命することになりますが、将来的に女性委員が一人ないし二人、参画する委員構成が望ましいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

一人ないし二人、40%だと委員が4人ですから、四捨五入して二人、これが必要かと思えます。男女共同参画社会に向けてしっかりやってゆくと、今、教育課長からもありましたけれども、是非女性委員を2名にするよう要望しておきます。

次に、農業委員会での男女共同参画について、確認します。

まず、女性委員の割合は何%でしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

農業委員につきましては、現在の女性委員の割合につきましては、30%であります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

30%ということは、何名なのでしょう。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

10名中3人です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

農業委員選定の要件は何でしょうか。特別な知識、見識が必要なのでしょう。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

農業委員につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことが出来る者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命いたします。

なお、市町村長が農業委員を任命しようとする時は、あらかじめ農業者、農業者を組織する団体に対し、候補者の推進を求めると共に、農業委員になろうとする者を募集し、定数の半数が認定農業者でなければならないとされております。

また、農業者以外の者で中立な立場の者、公正な判断をすることが出来る者、利害関係のない者を1名以上入れることとなっております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

農業委員会ではどのような議論をしていますか。また、町などにどのような提言等をしておりますか。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

農業委員会につきましては、東庄町農業委員会会議規則に基づきまして、議案審

議を行っております。主立ったものにつきましては、農地法3条関係、農地法5条関係、また、町長から諮問のありました農業経営地盤強化促進法の案件の審議を行っております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

農業委員会における男女共同参画社会に向けての認識についてお尋ねします。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長、土屋富士雄君。

農業委員会事務局長（土屋富士雄君）

農業委員会におきましては、現在、第5次千葉県の男女共同参画計画にのっとりまして、農業者の家族経営、協定の締結の推進、起業経営体制の育成・支援、また女性農業士、指導農業士の認定支援、女性農業者の役職の雇用にかかる支援、また共同申請による女性認定農業者の支援を行っていくように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

私は、農業委員会は、今現在、農業委員の方は3名ということでしたけれども、この件はもう1名、最低限増やす方向で、40%を是非お願いしたいと思います。

次に教育委員会、農業委員会、そして議会における男女共同参画の推進をすることこそが大事なことです。教育委員会及び農業委員会の委員は、事務局で選定されますが、議員については選挙により選出されます。女性議員を増やす前段として、教育委員、農業委員についていただいて、いろいろな経験をすることで議員に立候補しやすくなるのではないのでしょうか。多古町においては、この方法で女性議員が増えているということを知っております。一考する価値があると思います。見解をお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

教育委員や農業委員を経験すると議会選挙に立候補しやすくなるのではないかとのご質問です。

議員言われるように、教育委員や農業委員を務められた方が後に議会議員に立候補することはあるかもしれませんが、町といたしましては、教育委員や農業委員の任命において、男女共同参画が促進されるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

平成25年9月議会で男女共同参画社会についての一般質問、最初の質問をいたしました。その時の内容は、以下のとおりです。男女共同参画社会基本法では、地方自治体は基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた町の施策を策定し、実践する責務を求めています。本町ではどのようになっているのか。また、男女共同参画条例の制定については早急に取り組んでいただきたいが、町の考えを伺います。という問いに対して、これまでも委員会、審議会でも女性の登用の促進に取り組んでいますが、引き続き、広報紙等を通じた男女共同参画の啓発、あるいは委員会、審議会でも女性登用の促進を今まで以上に進めてまいりたい。条例の制定については、内部で十分検討していきたいと思っております。という答弁でした。

そこでお尋ねします。広報紙による啓発は、今まで何回行われてきたのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時33分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

会議を再開します。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

これまで広報紙で何回掲載をしたかということについて、改めて確認して答弁したいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

条例の制定についての検討は十分にと言われていましたが、検討した回数、検討内容、そしてその結果についてお聞かせください。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それについても、今、資料を持ち合わせておりませんで、追って回答させていただきたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

では、また後でよく調べてお願いします。この条例については、制定は出来ていないのですよね。あれからもう7年ぐらいになります。条例の制定には十分検討していきますと言って、7年間もほったらかしにしたということですよね。7年間、検討した結果、条例が出来なかったということであり、誠に残念という他ありません。是非この条例を制定してください。

答弁のための答弁であり、絵に描いた餅じゃないですか、町民の胸に響くような答弁をお願いします。

この地球上には、何百種類何百万種という多様な動植物が生存しています。多様な動植物のバランスの上にこの地球環境は守られてきました。有史以来、地球上の一員たる人間だけが環境破壊を続けています。これも男社会の負の遺産なのではないでしょうか。いろいろな物事を決める場所は国会や地方議会ですが、そこでの女性議員の割合は国会で12%ほど、本町においては7%ということでしょうか。女性の国会議員比率を世界と比べると、193ヶ国中165位、G20諸国では最下位ということですが。国会や地方議会での女性議員の少なさでは、世の中、いい方向へとは向かいません。

そこでお尋ねします。

まちづくりの原点は、男性、女性の多様な意見を聞いてするものだと思います。見解をお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われるように、まちづくりは、男性、女性の多様な意見を聞いて進めるものだと思います。将来にわたり、活力ある地域社会を構築するために人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の乗り入れ等の観点から、女性が積極的に参画出来る環境を整える取組を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今、課長から力強い言葉をいただきました。是非絵に描いた餅ではなくて実行してください。よろしくをお願いします。

次に、情報公開について。町民が知りたいと思ったら、それは情報ですと言いましたけれども、このことについて見解を求めます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

町民が知りたいと思ったことが情報であるかどうかということについてではありますが、町が持ち合わせている情報は、これは町民の皆さんのものであるという認識でおります。従って、行政が持っている情報を、開示請求があれば、制度にのっとり開示をし、また情報提供すべきところはきちんとした情報提供をしていきたい、このように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

私が、今、質問しているのは、そういう情報公開上のことを聞いているのではありません。例えば、議論があつて、賛成出来ない、反対意見が出た場合、それを町民は知りたいんです。その町民が知りたいと思ったことは情報じゃないですかと私は聞いたのです。それが情報ではないのですか。情報ですか。

議長（山崎ひろみ君）

暫時休憩します。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時47分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、会議を再開します。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

情報かというご質問でございますが、議論の経緯を議事録にしたものは情報であると認識しています。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

最後に情報公開についてお聞きします。

町民の80%の人が情報の公開を望んでいますが、このことについてどのように思いますか。

議長（山崎ひろみ君）

高木委員、先程。

11番（高木武男君）

反対意見については、積極的に広報紙に公開すべきと思いますが、見解を求めます。

議長（山崎ひろみ君）

暫時休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時51分 再開）

議長（山崎ひろみ君）



それでは、会議を再開します。

それでは、以上で高木武男君の一般質問を終わります。

11番（高木武男君）

まだ終わっていないよ。一方的に終わる。

議長（山崎ひろみ君）

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしくお願いいたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで先の高木議員の一般質問で答弁が保留された質問事項について、答弁の申出がありますので、これを許します。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員からご質問のありました啓発の関係をまず申し上げます。

男女共同参画社会づくりに向けた啓発ということで、これまで広報紙ではワーク・ライフ・バランスやDVの特集記事を掲載した他、県などが主催する男女共同参画のイベントの広報周知を2回、それから一昨年のふれあいまつりでは、アンコンシャス・バイアスをテーマにしたパネルアンケートと、それからパンフレットの配布などを実施しております。

また、各種イベントでパンフレットやチラシの配布、男女共同参画の啓発のパンフレットやチラシを随時配布をしたところでございます。

次に、男女共同参画の条例の制定についてでございますが、現時点で基本法の理念に基づいてしっかり計画を立て、男女共同参画社会の促進に向け、取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

答弁が終わりましたので、一般質問を続けます。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今、条例については検討中だということです。これは早急にやっていただきたいと思いをします。

質問を終わりました、最後に要望を2点、申し上げます。

男女共同参画社会の実現のため、真摯に取り組んでいただきたい。町民が知りたいと思ったら、それは情報です。積極的な情報開示を求めます。

以上です。以上で質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

日程第6、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いしております相馬政則氏の任期が令和3年3月11日で満了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いいたしたく提案するものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

この度、北見忠昭氏が令和3年6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに候補者として推薦するものでございます。

今回、新たに候補者として推薦したい高橋依子氏は、東庄町小南にお住まいで、昭和31年4月3日生まれでございます。平成24年3月に千葉県公立学校の教員を退職され、その後、香取市社会教育指導員、東庄町民生委員・児童委員を歴任され、現在は東庄町教育支援員として東庄中学校に勤務されております。

高橋氏は、大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (山崎ひろみ君)

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東庄町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和2年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分について承認を求めるもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業について早急に事業を実施するため、予算を編成したものでございます。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,108万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入と歳出それぞれ75億9,558万1,000円としております。

また、第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費について規定したものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、2月1日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての内容を説明申し上げます。

令和2年度東庄町一般会計補正予算（第7号）につきまして、2月1日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり新型コロナウイルスワクチン接種事業について計上したものとなります。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の11ページをお願いいたします。

4款1項2目・衛生費、保健衛生費、予防費の1節・報酬383万4,000円、3節・職員手当等の合計252万9,000円、4節・共済費合計5万8,000円、一つ飛びまして、8節・旅費26万8,000円。これらは接種事業のために新規で雇用する会計年度任用職員及び接種事業に従事する職員の報酬手当などの人件費です。

7節・新型コロナウイルスワクチン接種等謝金536万6,000円。ワクチン接種をする医師、看護師などに対する謝金です。

10節・需用費合計322万1,000円。注射器や消毒液などの消耗品及び接種券やチラシの印刷製本費です。

11節・役務費、合計551万9,000円。接種券の郵便料や電話料、回線通信料、国保連に対する事務手数料などです。

12節・委託料合計5,860万2,000円。ワクチン接種の予約や問合せ先となるコールセンターの委託やワクチン接種の委託料などです。

13節・使用料及び賃借料130万円は、複写機の使用料です。

12ページをお願いいたします。

歳出の最後は、19節・事務用備品購入費39万円。ワクチン接種事業に必要なパソコンを2台購入するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。

歳出で説明いたしました全額につきまして、国庫支出金で賄うものとなります。

16節2項3目・国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の2節・予防費補助金8,108万7,000円です。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

8ページの第2表をお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費の新型コロナワクチン接種事業8,108万7,000円。今回の事業につきまして、全額繰り越すものとなります。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

金額的なものはこれで国からみなくるということで、先日全協の時に詳しくご説明をいただきましたけれども、現在、日本では3社のワクチンが承認申請されています。国内も今、3社が治験に今月から入っていると思います。そうした中で、順次ワクチン接種はしていくのでしょうか、医療従事者等から始めて、間を21日開けて2回目の接種という形になりますが、2回目の接種と初めての人のワクチンの量、それから順次やっていって、それが全部どういうふうに行くのか。2回目をやるまでには全員が一回終わっているというような試算で言っているのか。そこら辺のワクチン確保はどうなっているのか。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、ただいまの宮澤議員の質問にお答えします。

1回目の接種をした後、21日空けるということで、2回目の接種の予約につきましては、1回目の接種が終わった後、予約は受け付けることとなります。集団接種に関しましては、1回目と2回目が併用で接種が行われることを想定しております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東庄町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第9号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第9号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

令和2年6月に公布された公職選挙法の改正により、市と同様に町の選挙においても選挙運動について公費負担することが可能となりました。

本町においても、町議会議員選挙及び町長選挙における立候補者に関わる環境の

改善のため本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第9号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、内容のご説明をいたします。

令和2年6月に公布された公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても選挙公営制度が条例で定められるようになりました。選挙公営制度とは、地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度であります。

選挙公営の対象は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成でございます。

本町においても、選挙運動の公費負担により、町議会議員選挙及び町長選挙における立候補にかかる環境の改善のため、本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、1日6万4,500円を限度に候補者の届出のあった日からその選挙の日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することが出来るものです。

また、ただし書では、供託物が没収される候補者には適用されない規定となっております。

第3条は、選挙運動用自動車の公費負担制度を利用するにあたり、有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

17ページをお願いいたします。

第4条では、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約類型ごとの公費負担額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものでございます。

第5条では、第4条第1項に定める契約と同条第2項に定める選挙運動用自動車にかかる複数の契約がある場合には、候補者の指定する契約を適用する規定でござ



います。

第6条は、公職選挙法第142条第11項の規定を受けたビラの作成の公費負担の規定でございます。

第7条は、選挙運動用ビラ作成公費負担の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

第8条は、ビラ作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものでございます。

19ページをお願いします。

第9条では、選挙運動用ポスターの公費負担について、第10条では選挙運動用ポスターの公費負担の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

第11条では、ポスター制作費用の単価の上限及び枚数上限を規定し、ポスターの作成費用の公費負担の上限を規定したものであると共に、ポスター作成費用については、業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めたものでございます。

最後に、条例の施行日ですが、公布の日から施行するものとし、公布の日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第9号、東庄町議会議員及び東庄町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第10号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

この改正は、近年の多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、職員定数の適正な管理を図るため、東庄町職員定数条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (山崎ひろみ君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長 (向後喜一郎君)

それでは、議案第10号、東庄町職員定数条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本条例改正は、町長の提案理由にもございましたが、近年の多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、職員定数の適正な管理を図るため、東庄町職員定数条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

第1条の改正につきましては、会計年度任用職員制度の創設により、一般職の非常勤職員として位置づけられていた会計年度任用職員について、従来どおり本条例の対象外とするための改正です。

第2条及び第3条の改正につきましては、職員の定数の改正となります。

現在不足している防災・減災対策地方創生等へ対応する総務部門、農林振興等に  
対応する農林水産部門等の職員を増員するため、町長の事務部局の職員定数を3人  
増の98人とし、小学校の統合等の事務が終了した教育委員会事務局の職員定数を  
3人減の26人に調整するものでございます。

また、水道事業企業の職員定数につきましては、今後の施設の更新や維持管理等  
を見据え、一人増の5人とするものでございます。

第5条の改正につきましては、休職等により定数外となっていた職員が復帰し、  
定数を超えた場合に、引き続き定数外とすることが出来る期間についての改正で  
ございます。改正前の6月を超えない期間を、1年を超えない期間とするものでござ  
います。これは年度の前半に職員が復帰した場合に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第10号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定するこ  
とについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第11号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症などに対応した職員の防疫作業手当について、国県に準じ創設するもので、一般職の職員により会計年度任用職員の給与条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第11号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

本改正条例は、2条立てになっております。

改正条例第1条で一般職の職員の給与等に関する条例、第2条で東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について改正しております。

町長の提案理由にございましたように、全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、

住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に防疫等作業手当を支給する制度を国県に準じ、創設するものでございます。

参考資料の2ページをご覧ください。

改正条例第1条において、一般職の職員の給与等に関する条例の附則に第21項として、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例の規定を、第22項として、作業従事した日の、職員一人当たりの支給額を3,000円または4,000円とする規定を追加するものでございます。

参考資料の3ページをお願いいたします。

改正条例第2条では、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則に改正条例第1条と同様の規定を追加するものでございます。

第2項として、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊金手当の特例の規定を、第3項として、作業に従事した日の、職員一人当たりの支給額を3,000円、または4,000円とする規定を追加しております。

この手当の支給対象として想定される職員は主に東庄病院の職員でございます。

なお、この改正は令和2年1月27日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

この度は新型コロナウイルスということでありますけれども、何年か前に旭市で鳥インフルエンザが生じて、町の2ヶ所、防疫のゾーンを設けて、町の職員もこれに対していろいろ対応してもらいました。昨年あたりは豚熱・豚コレラが非常にはやって養豚農家もピリピリしているんですけども、万が一、発生してしまった場合には、やはりこういった防疫の部分がかかり出てくるのではないかと思います。町としてはいろいろな場面が想定され殺処分とか、そういった部分について、これからどういうふうにしていくんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

今回の条例改正は、新型コロナウイルスに対応するものでございます。ご指摘のありました鳥インフルエンザや豚熱に対する対応については、国・県の動向を把握しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

一応、町としてはそういった時の場合の対応というか、そういったものは条例としてはまだ備えていないということによろしいですか。

議長（山崎ひろみ君）

暫時休憩とします。

（午後 1時37分 休憩）

（午後 1時38分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

それでは、会議を再開します。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

宮澤議員からご質問のありました手当につきましては、現在規定がありません。

議長（山崎ひろみ君）

よろしく願いいたします。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第11号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年

度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、東庄町立中学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについてから日程第14、議案第14号、東庄町図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまで、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第12号から14号までの提案理由を申し上げます。

議案第12号につきましては、東庄町立中学校設置条例、議案第13号については、東庄町公民館設置及び管理に関する条例、議案第14号については、東庄町図書館の設置に関する条例について、改正を行うものでございます。

いずれの議案も地籍調査事業の成果によりまして、土地の地番が変更になったことに伴い、条例改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (山崎ひろみ君)

教育課長、多田克己君。

教育課長 (多田克己君)

それでは、議案第12号から第14号までの内容を説明いたします。

最初に、議案第12号、東庄町立中学校設置条例の改正内容についてを説明いたします。

恐れ入りますが、参考資料の4ページをお開きください。

現行の条例第2条で規定されている東庄町立東庄中学校の位置は、東庄町青馬1756番地となっておりますが、地籍調査事業の成果で同地番は合筆、分筆され、登記上は青馬1752番地1となっております。ついては、登記簿と同様の地番にする改正を行うものです。

続きまして、議案第13号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の改正内容について説明いたします。

参考資料の5ページをお願いいたします。

同様に地籍調査の成果により、別表第1に規定されている東庄町公民館の位置の東庄町笹川い4713番地11を東庄町笹川い4713番地131に改正を行うものです。

参考資料6ページをお願いいたします。

議案第14号、東庄町図書館の設置に関する条例の改正につきましても同様に地籍調査の成果により、第3条の表中に規定されている東庄町図書館の位置の4713番地11を東庄町笹川い4713番地131と内容を改正するものです。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくご審議をお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

議案第12号、中学校設置条例の位置の変更について、今後、地籍調査によって多くの設置条例が変更なされると思いますが、中学校と同じ住所、青馬1756番地であり、同敷地内にある高齢者能力活用センター、青馬の里はなぜ同様に変更されないのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われるように、青馬の里、設置及び管理に関する条例も一部改正の必要が



あります。他の公共施設についても、改正が必要な条例があるように見受けられますので、町の公共施設全般について、位置と条例上の規定が整合しているかどうかを確認し、改正すべき条例を取りまとめた上、改めて提案をさせていただきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第12号、東庄町立中学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、東庄町図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例を

制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第15号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等、対策特別措置法の一部を改正する法律が本年2月13日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長 (山崎ひろみ君)

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長 (伊藤雅晃君)

それでは、議案第15号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、内容をご説明いたします。

お手元の議案書の33ページをご覧ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が2月13日に施行されたことに伴い、同法において、変更された新型コロナウイルス感染症の定義を町条例に反映する他、文言の整理等を含め、所要の改正をするものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の7ページをご覧ください。

附則第3項につきましては、法改正により新型コロナウイルス感染症の定義が変わったことを受け、本条例におきましても、ご覧のように新型コロナウイルス感染症の定義を変更するものでございます。

疾病手当金の支給対象となる範囲につきましては、改正前後において変更はございません。

また、新型コロナウイルス感染症の名称について、以下、新型コロナという、という略称を定義しておりましたが、今回の改正により、この略称を取りやめるものでございます。

続いて、附則第6項並びに同第7項につきましては、第3項で改正する略称の廃止に伴う文言の修正でございます。改正前後において規定する内容に変更はございません。

最後に、改正附則について、ご説明いたします。

議案書の33ページをご覧ください。

公布の日から施行し、改正後の規定は、支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までと規定しております。改正前後で適用となる期間に変更はございません。

なお、規則で定める日は本日現在、令和3年6月30日と規定しております。

以上、改正内容についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第15号、東庄町国民健康保険条例の一部を改正

する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時5分からとします。

(午後 1時53分 休憩)

(午後 2時05分 再開)

議長 (山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第16号、東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第16号、東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、ねたきり身体障害者等の手当の支給対象者を千葉県基準に合わせ改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長 (山崎ひろみ君)

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長 (海上 孝君)

それでは、議案第16号、東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部改正する条例を制定することについて、内容をご説明を申し上げます。

ねたきり身体障害者等福祉手当については、在宅のねたきり身体障害者及び重度知的障害者、またその家族等の負担を軽減するため手当を支給する制度で、町が実施し、1ヶ月につき一人1万5,000円を支給するものでございます。

町長の提案理由にございましたように、ねたきり身体障害者等の手当の支給対象者を千葉県基準に合わせ、改正しようとするものでございます。

恐れ入りますが、参考資料9ページの東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

第2条は、ねたきり身体障害者等の定義を規定しております。同条第2号で、重度知的障害者の定義を規定しておりますが、現行の条例では、療育手帳の制度がAの1、Aの2と判定された障害者と規定しているものを千葉県基準に合わせ、療育手帳の程度が㊦の1、㊦の2、㊦、Aの1、またはAの2と判定された知的障害者及び20歳以上の在宅者で、障害者相談センター所長の発行する判定書において重度と判定された知的障害者に改めるものでございます。

療育手帳の障害程度の基準ですが、㊦の1、㊦の2が最重度で、知能指数がおおむね20以下で、日常生活において常時特別の介助を必要とする程度のある者を㊦の1、知能指数が概ね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度のある者で㊦の1以外の者を㊦の2としております。また、㊦につきましては、18歳未満で知能指数が概ね20以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度のある者に判定される程度ですが、手帳の更新時期の関係で20歳を過ぎることもあることから加えるものでございます。

第3条は、ねたきり身体障害者等の受給権者に関する規定ですが、第3項として、扶養義務者の所得要件に関する条項を新たに加えるものでございます。

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。

附則についてですが、公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号、東庄町ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第17号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は、3年ごとに見直しをする介護保険事業計画の策定に合わせて定めることになっております。本年度、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期東庄町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、原案どおり

可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第17号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は3年ごとに見直しをする介護保険事業計画に定める、サービス費用見込額等に基づき算定することとなります。本年度、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期東庄町介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の保険料率等を改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料10ページの東庄町介護保険条例新旧対照表をご覧くださいと存じます。

第7条は、保険料率に関する規定でございます。

第1項は、第8期東庄町介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から令和2年度までとしていた対象年度を令和3年度から令和5年度までとし、第1号から第9号までの所得段階別の第1号被保険者の保険料率について改正するものでございます。

介護保険料の算出につきましては、3年間の計画期間で見込まれる保険給付費等の総額のうち第1号被保険者の負担分である23%相当額を第1号被保険者の総数で割り返して基準額を定めます。その後、段階ごとに定められている調整率を乗じて保険料率を算出しております。

現在の保険料率につきましては、表の右側にありますように基準額は第7条第1項第5号に記載してあります第5段階の年額5万9,400円でございます。

なお、対象者は世帯に町県民税課税者がおり、本人が町県民税非課税で課税年金収入金額等が80万円を超え120万円未満の方でございます。

これが第8期介護保険事業計画の策定により、保険給付費の増加が見込まれるため、表の左側にありますように基準額は第7条第1項第5号に記載してあります第5段階の年額6万1,200円となり、第7期介護保険事業計画の基準額に比べて、金額で年額1,800円、率で3.0%の増となります。

第1号から第9号までの各段階の保険料率を順に申し上げますと、第1号の第1段階が、基準額に調整率0.50を乗じた3万600円、第2号及び第3号の第2段階及び第3段階が、基準額に0.75を乗じた4万5,900円、第4号の第4段階が、基準額に0.90を乗じた5万5,080円、第6号の第6段階が、基準額に1.20を乗じた7万3,440円、第7号の第7段階が、基準額に1.30を乗じた7万9,560円、第8号の第8段階が、基準額に1.50を乗じた9万1,800円、第9号の第9段階が、基準額に1.70を乗じた10万4,040円となります。

第7条第2項から同条第4項は、低所得者に対する保険料軽減の期間と保険料率の改正についてでございます。

これは消費税の増税に伴い、令和元年度から段階的に実施され、公費を投入して低所得者の第1号被保険者保険料の軽減を図るもので、期間は全て令和2年度としていたものを令和3年度から令和5年度までの各年度とするものであります

第2項は、第1項第1号に規定する所得段階が第一段階の第1号被保険者について、基準額に乗じる割合を0.50から0.30とし、保険料率を1万8,360円とするものでございます。

第3項は、第1項第2号に規定する所得段階が第2段階の第1号被保険者について、基準額に乗じる割合を0.75から0.50とし、保険料率を3万600円とするものでございます。

第4項は、第1項第3号に規定する所得段階が第3段階の第1号被保険者について、基準額に乗じる割合を0.75から0.70とし、保険料率を4万2,840円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第10条は、普通徴収の特例に関する改正で、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年12月24日に公布されたことに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われ、介護保険料の額の算定の基準に用いる地方税法に規定する合計所得金額について、租税特別措置法に規定する譲渡所得等の特別控除に関する規定を追加するものでございます。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

附則についてですが、第1条は施行期日の規定で、令和3年4月1日から施行す



るものでございます。

第2条は経過措置の規定で、令和3年度以降に令和2年度以前の過年度分の保険料の賦課を行う場合は、令和2年度以前の保険料率を用いることを規定するものでございます。

以上で東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第18号、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議について、提案理由を申し上げます。

香取市に委託しておりました心身障害者の福祉に関する事務につきまして、香取市が令和2年4月1日付で香取市地域活動支援センターを民間事業者へ譲渡したことに伴い、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第18号、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議について、内容をご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14、第2項の規定により、事務の委託を廃止しようとする時は関係地方公共団体の協議により行わなければならないと規定されており、同法第292条の2の2、第3項で、この協議を行うには関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないと規定をされております。

東庄町が香取市へ委託しています心身障害者の福祉に関する事務で、香取市地域活動支援センターおみがわにおける活動の場の提供及び指導に関する事務、社会生活への適応訓練に関する事務、生活指導に関する事務等の管理及び執行につきましては、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託に関する規約に基づき実施をしておりました。

なお、地域活動支援センターとは、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする障害者自立支援法に規定する福祉施設でございます。

香取市地域活動支援センターおみがわについては、香取市がNPO法人に事業委託をしており、平成27年4月に事業を委託していたNPO法人が指定管理者となり、運営をしておりました。

香取市が全庁的な事業の見直しの中で、民営化の検討を行った結果、地域活動支援センターおみがわを民営化することとなり、指定管理者の委託期間が終了する令和元年度をもって地域活動支援センターおみがわを廃止することとなり、香取市は令和2年4月1日からの民営化に向け、令和元年6月に事業者を公募、同年8月に事業者を決定し、令和2年4月1日付で地域活動支援センターおみがわを民間事業者へ譲渡することとなりました。

このことから、町長の提案理由にございましたように、東庄町と香取市の心身障害者福祉に関する事務の委託を廃止すること及び東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14、第2項の規定により、香取市と協議するにあたり、同条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

本来であれば、地域活動支援センターおみがわを民営化する時点で本議案を提案するところでありましたが、両市町の連絡不足、また失念により、この度の議案提案となりました。誠に申し訳ございませんでした。

なお、香取市においてもこの3月議会定例会に同様の議案を提出することとなっており、議会の議決後に協議書を取り交わす予定でございます。

また、民間事業者に譲渡したことにより、これまでの地域活動支援センターから事業所名の就労支援事業所ワークおみがわと変更しており、東庄町からは現在2名の方が利用しておりますが、利用者には全く影響はございません。

以上で東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号、東庄町と香取市の心身障害者の福祉に関する事務の委託の廃止に係る協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。このままでお待ちください。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

会議を再開します。

日程第19、議案第19号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第8号）から日程第22、議案第22号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第19号から議案第22号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第19号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,673万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,231万6,000円

とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費で、翌年度に繰り越して使用出来る経費を定めております。

次に、第3条、地方債の補正で、減収補填債を追加しております。

この他、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務関係では、庁舎関係の施設整備工事を新規で計上しております。

次に、民生関係では、ひとり親家庭中学校卒業祝い金を新規で計上しております。

次に、農林水産関係では、農業者緊急支援給付金の増額補正をしております。

次に、商工関係では、中小企業感染予防対策設備導入支援事業補助金の増額補正をしております。

次に、土木関係ですが、JRの軌道横断工事について減額の補正をしております。

次に、教育関係では、小中学校の施設維持補修工事について計上しております。

次に、基金関係では、財政調整基金の積立を行います。

歳入につきましては、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、指定寄付金の増額補正、及び教育費県補助金、減収補填債の新規計上し、を歳入が歳出に不足する部分については、繰越金を補正しております。

続きまして、議案第20号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,396万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億353万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、直営診療施設勘定繰出金の増額及び財政調整基金積立金の増額を盛り込むためのものであります。

続きまして、議案第21号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正では、歳入予算の款項の区分及び金額を変更するもので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

内容については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の保険料減免に関するものでございます。

続きまして、議案第22号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補

正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。

病院事業収益の医業外収益を850万円増額し、医業外収益を2億1,777万2,000円に、医業費用に250万円を追加し、10億9,904万1,000円にするものであります。

内容につきましては、職員及び会計年度任用職員に支給する防疫等作業手当の支出と、それに対する支援金を補正するものでございます。

加えて、病院の清掃業務に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として交付される収入を補正するものでございます。

次に、予算第4条に定めた資本的収入の補正でございます。

国保東庄病院の運営に特別に要した費用がありましたので、国保調整交付金を申請いたしました。これにより資本的収入の支出金に4,000万円を増額し、資本的収入の総額を8,180万7,000円にするものであります。

以上、議案第19号から議案第22号までの提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長、事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、私の方から、議案第19号、令和2年度東庄町一般会計補正予算（第8号）の内容について説明をさせていただきます。

今回の補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業と通常補正予算がございまして。

なお、この後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業につきましては、交付金活用事業と説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、歳出予算から申し上げますので、議案書の49ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、4目・財産管理費の12節・総合行政ネットワークシステム設定委託料1,585万円、こちらは交付金活用事業です。

コロナにより職員の在宅ワークが必要となった場合に備え、ネットワーク環境を整備するものとなります。

14節・施設整備工事費7,445万円、こちらは交付金活用事業です。工事が三つありまして、まず一つ目が、多目的ホール音響機器整備工事3,927万1,000円。不具合が発生している多目的ホールの音響の入替え及び映像を配信するシステムを導入し、会議やイベントなどを配信することが可能になります。

二つ目が、室温保持設備設置工事396万円。コロナ対策として実施されている役場事務室の換気の際、室温が急激に低下するため、事務室前の通路の吹き抜け部分に収納可能なひさしを設置し、1階と2階の空気の流れを抑制します。

三つ目の工事が、中央監視盤設置工事3,121万9,000円。庁舎の空調機などの制御を行う監視盤の一部に不具合が生じているため、新たに設置し直すものがございます。

次に、同節の地域イントラネット基盤施設整備工事費72万7,000円。自営の光ケーブルの移設工事費の不足分の増額補正となります。

次に、5目・企画費の18節・公共交通事業者支援金60万円。こちらは交付金活用事業です。タクシー事業が新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けているため、地域公共交通の維持として2事業者に各30万円を支給するものです。

次に、8目・防災対策費の10節・消耗品費35万4,000円及び17節・防災用備品購入費416万4,000円。こちらは交付金活用事業です。これらにつきましては、コロナ禍での災害発生時に必要となる消毒用品や使い捨てガウンなどの各種消耗品や避難所用のチェア型担架やLEDライトなどの備品を購入するものとなります。

続きまして、3款・民生費、2項・児童福祉費、3目・ひとり親家庭福祉費の19節・ひとり親家庭中学校卒業祝金70万円。こちらは交付金活用事業です。コロナの影響で厳しい状況となっているひとり親家庭への中学卒業祝金を一人10万円、給付するものがございます。

次に、4目・児童福祉施設費の10節・修繕料41万2,000円。こちらは交付金活用事業です。コロナで町外への外出を控えている家庭の遊び場などの確保のため、児童館の複合遊具及び雨戸の補修工事を行います。

続いて、4款・衛生費、1項5目・保健衛生費、病院費の18節・病院事業会計

負担金（新型コロナウイルス感染症対応地域医療人材確保事業）250万円。こちらは交付金活用事業です。東庄病院に対する繰り出しとなりますが、コロナ感染者などに接触する職員に防疫手当を支給するため、一般会計から繰り出しを行います。

続きまして、5款・農林水産業費、1項・農業費、50ページに移りまして、3目・農業振興費の18節・農業者緊急支援給付金450万円。こちらは交付金活用事業です。5月臨時会で議決いただきました同事業の増額補正となります。農業の減収世帯への補助ですが、申請者数が増加しているため増額するものとなります。

次に、8目・ふれあいセンター費の10節・修繕料23万4,000円。ふれあいセンターの加工室の天井照明が故障したため、修繕をするものとなります。

続きまして、6款・商工費、1項2目・商工費、商工振興費の18節・中小企業感染予防対策設備導入支援事業補助金450万円。こちらは交付金活用事業です。7月臨時会で議決いただきました同事業の増額補正となります。感染症予防の機具に対する補助ですが、申請者の増加による増額補正となります。

続きまして、7款・土木費、2項2目・道路橋梁費、道路橋梁維持費の12節・合計マイナス2,450万円。橋梁設計業務の不足額50万円及びJRの軌道横断工事が委託先となるJRの都合で実施出来なくなったため、2,500万円減額補正をするものでございます。

続きまして、9款・教育費、2項1目・小学校費、学校管理費の14節・教育施設維持補修工事費1,511万7,000円。こちらは交付金活用事業です。工事が2件ありまして、1件目は感染症対策としてトイレの改修工事を行います。和式トイレを洋式化するものでございます。2件目は、手洗い流し台設置工事です。感染症対策の一環として、手洗いの分散を図り、南校舎1、2階にそれぞれ流し台を設置するものです。

次に、3項1目・中学校費、学校管理費の14節・教育施設維持補修工事費1,212万7,000円。こちらは交付金活用事業です。こちらの工事が2件ありまして、1件目は、小学校同様のトイレ改修工事で、トイレを洋式化します。2件目は、空調設置工事ですが、こちらは今年度改修した旧図書室に空調設備を設置するものとなります。

次の5項・社会教育費につきましては、県補助金の補正により財源振替を行うものとなります。



次に、6項・保健体育費、51ページに移りまして、3目・学校給食費の10節・電気料300万円。新給食センターの稼働が始まり、不足する電気料を増額補正するものとなります。

なお、特定財源の402万5,000円はボーテデラボ様より頂いたご寄附について、給食材料費の財源振替をさせていただいたものとなります。

続きまして、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費ですが、2件ございまして、まず財政調整基金積立金2億5,000万円です。昨年度の実質収支が4億8,868万3,000円ありましたので、その半分为基準に2億5,000万円を積み立てるものとなります。

東庄ふるさと応援基金積立金200万円は、当初予算より寄附が多く頂けているため増額補正をするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の48ページをお願いいたします。

12款・地方交付税、1項1目1節・地方交付税2億197万1,000円。普通交付税について交付額が決定しましたので増額するものとなります。

続きまして、16款・国庫支出金、2項1目2節・国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,265万円。国の3次分の補正となります。

17款・県支出金、2項7目・県補助金、教育費県補助金の1節・社会教育費補助金95万2,000円。放課後子供教室推進事業に対して県補助金の交付が決定したため計上するものとなります。

2節・学校教育費補助金9万円。ICTを活用した学習支援事業に対し県補助金の交付が決定したため計上するものでございます。

19款・寄附金、1項2目1節・寄附金、指定寄附金の指定寄附金（教育）402万5,000円。ボーテデラボ様より教育に対するご寄附ということで頂いております。給食材料費に充当し財源振替を行っております。

同節の指定寄附金（ふるさと応援基金）200万円。歳出予算で申し上げましたとおり当初予算より多くご寄附いただいたため増額補正するものでございます。

一つ飛びまして、23款・町債、1項3目1節・減収補填債1,810万円。年度途中の減収に対して減収を補填するための個別の地方債となります。令和2年度

に限り、地方消費税交付金やたばこ税、地方揮発油譲与税の減収分などについて現収補填の対象とされておりまして、今年度、地方交付税措置がされます。地方交付税措置率は、地方消費税の増税分の交付金及び地方揮発油譲与税につきましては100%、その他の税目交付金については75%となっております。

最後に、歳入が歳出に不足する1,694万7,000円につきまして、21款・繰越金の前年度繰越金を充当するものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

44ページの第2表をお願いいたします。

12件ございまして、まず2款・総務費、1項・総務管理費の総合行政ネットワークシステム設定委託1,580万円、歳出補正で計上しました在宅ワークに係る環境整備の設定業務委託となります。

次に、同項の施設整備工事7,546万2,000円。庁舎などの工事が五つありまして、歳出補正で計上しました多目的ホール音響設備、音響整備基金、設備整備工事、室温保持設備整備工事、中央監視盤設置工事及び12月議会で議決いただきました水防倉庫ネットフェンス設置工事となります。水防倉庫のネットフェンス設置工事は、公民館交差点工事の繰越しの影響により繰り越すものとなります。

次に、同項の施設維持管理工事費330万円。電話交換機更新工事ですが、コロナにより機器の納品が遅延したことによる繰越しとなります。

次に、同項のインターネット接続工事743万6,000円。7月の臨時会で議決いただきましたウェブ会議の環境整備の工事ですが、GIGAスクール事業における機器不足による繰越しとなります。

次に、3款・民生費、2項・児童福祉費の新生児臨時特別定額給付金80万円。9月補正で議決いただいた事業ですが、3月末及び4月1日に生まれる方の分を繰り越すものとなります。

次に、5款・農林水産業費、1項・農業費の農道舗装改修工事721万3,000円、宮本地先の農道舗装改修工事において、コロナの影響による電柱移転の遅延と、それに伴う工事の遅延による繰越しとなります。

次に6款・商工費、1項・商工費の中小企業感染予防対策設備導入支援事業補助金100万円、7月の臨時会で議決いただいた事業ですが、一部の設備導入が翌年

度となるため繰り越すものとなります。

次に、7款・土木費、2項・道路橋梁費の道路維持工事3, 781万8, 000円。こちらは5路線ありまして、設計業務に時間を要したことや資材の納期の遅延による繰越しとなります。

次に、同項の橋梁補修設計業務557万7, 000円。こちらは歳出補正で増額となりました橋梁補修の設計委託となります。

次に、同項の道路改良工事2, 986万9, 000円。こちらは5路線ありまして、用地買収に時間を要したことや資材の納期の遅延による繰越しとなります。

次に、9款・教育費、2項・小学校費の教育施設維持補修工事1, 511万7, 000円。こちらは歳出補正で計上したトイレの洋式化及び手洗い流し台の設置工事となります。

3項・中学校費の教育施設維持補修工事1, 212万7, 000円。こちらも歳出補正で計上したトイレの洋式化及び空調設備工事となります。

続いて、第3条、地方債の補正でございます。45ページの第3表をお願いいたします。

歳入補正で申しあげました減収補填債につきまして、限度額起債の方法、利率償還の方法を定めるものでございます。

以上で一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

内容説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後3時10分とします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

内容説明を続けます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第20号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の56ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

6款1項1目24節の財政調整基金積立金1,396万2,000円は、令和2年4月に基金から国保特別会計に繰り入れた7,000万円を再度基金に積み立てるため、当初予算配当額で不足する金額を補正するものでございます。

8款3項1目27節の直営診療施設勘定繰出金4,000万円は、東庄病院において医療情報システム更新事業を執行したことに対して、国保の特別調整交付金交付基準に該当するため、これを補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

1款1項1目・一般被保険者国民健康保険税、マイナス144万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応として収入の減少に伴う減免分の課税額を減額補正するものでございます。

そして、この減免分を補う目的で、4款1項2目1節・災害等臨時特例補助金83万8,000円及び5款1項1目2節・特別交付金の特別調整交付金町分の内、60万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、5款1項1目1節・普通交付金、マイナス5,688万9,000円及び2節・特別交付金の保険者努力支援分、マイナス127万8,000円並びに特定健康診査等負担金、マイナス136万4,000円は、変更交付決定を受けたことにより、減額するものでございます。

なお、この交付金の減額となった財源分は、8款1項1目1節・繰越金5,941万5,000円のうちから充てることで補正をいたします。

また、5款1項1目2節・特別交付金の特別調整交付金（町分）のうち4,000万円は、歳出で東庄病院への繰出金として補正計上いたしました交付金として受け入れるものでございます。

最後に、9款4項1目1節・第三者納付金1,408万円は、交通事故に係る第三者からの損害賠償金の今年度実績総額を計上するもので、この財源を歳出、6款1項1目・基金積立金に充てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、海上孝君。

健康福祉課長（海上 孝君）

それでは、議案第21号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の60ページをお願いいたします。

今回の補正は、町長の提案理由にありましたように歳入予算内での款項の区分及び金額のみの補正となり、既定の歳入歳出の増額に変更はございません。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の保険料については、介護保険法第142条及び東庄町介護保険条例第16条により、減免を行うことが出来ると規定されております。

令和3年1月末現在、申請により3名の第1号被保険者保険料が減免されたことにより、1款1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料において14万8,000円を減額補正するものでございます。

減免された第1号被保険者保険料については、国庫支出金にて全額財政支援されることとなっており、3款2項・国庫補助金、6目・介護保険災害等臨時特例補助金にて、減免額14万8,000円の10分の6に当たる8万8,000円を、また同項1目、調整交付金の介護給付費特別財政調整交付金において、減免総額14万8,000円から介護保険災害等臨時特例補助金8万8,000円を差し引いた6万円のうち14分の11に当たる4万7,000円を増額補正するものでございます。

なお、残りの1万3,000円については、令和3年度に介護保険災害等臨時特例補助金として交付される予定となっており、その相当額に8款1項1目・繰越金を充てるものでございます。

以上で令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、議案第22号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第3号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入で1款・病院事業収益、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、1節・一般会計負担金に250万円を追加し、支出で1款・病院事業費用、1項・医業費用、1目・給与費、2節・手当に220万円、同3節・報酬に30万円を追加するものでございます。

これは新型コロナウイルスの感染が疑われる患者等に接した職員及び会計年度任用職員に支給する防疫等作業手当分の支出とそれに対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3次補正予算を活用し、地域医療人材確保事業支援金として東庄病院に一般会計から基準外で繰り出しされるものでございます。

また、1款・病院事業収益、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、3節・その他交付金に600万円を追加するものでありますが、こちらにつきましては、当初予算に計上し、委託で行っている清掃業務に対して新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等支援事業交付金として交付されるものであります。

続きまして、議案書70ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち収入で1款・資本的収入、1項・出資金、2目1節・国保会計出資金に4,000万円を追加するものでございます。これは令和元年度事業で実施いたしました医療情報システム電子カルテの更新に対し、国保調整交付金の収入を見込んだものでございます。この補正により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は3,301万4,000円となり、過年度分損益勘定留保資金による補填額が3,237万3,000円となります。

以上で病院事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第19号、令和2年度東庄町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

10日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

(午後 3時23分 延会)